

「平成27年度 市町村における受動喫煙防止対策状況調査結果」について

平成28年3月

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

1. 調査目的等

市町村における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を推進するための基礎資料としています。なお、本調査は平成22年度より実施しています。

- (1) 調査対象：県内市町村(45市町村)
- (2) 回答数：県内市町村(45市町村)
- (3) 調査期日：平成27年12月

2. 結果概要

「健康増進法第25条」や受動喫煙防止対策に関する厚生労働省通知等の関連法令・通知の認知度は、9割以上と高かったが、昨年4月公布の「労働安全衛生法の一部を改正する法律第68条の2」や「第3次くまもと21ヘルスプラン（熊本県健康増進計画 H25～H29）における受動喫煙防止に関する目標値」については7割程度の認知に留まっています。

禁煙・完全分煙を実施している市町村所管の施設は、全体で85.3%。この内、本庁舎・支所・出張所の施設における禁煙・完全分煙は96.9%となっており、年々増加しています。

今後、更なる禁煙対策に取り組むとする市町村は約7割ありますが、予定がないと回答した市町村において禁煙対策ができない理由の多くが、「来所者の協力が得られない」でした。

市町村本庁所有の公用車においては、半数以上の市町村で全ての公用車で完全禁煙としています。

市町村では、衛生委員会等において受動喫煙防止を進めるための協議や禁煙支援が行われており、今後、さらに受動喫煙防止対策が進むことが期待されます。

3. 調査結果

(※割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。)

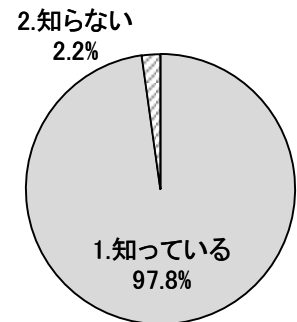
問1. 「健康増進法第25条」をご存じですか？

○ほとんどの市町村が知っているという回答。

参考：平成22年度から平成24年度の周知率は全て100%、平成25年度93.3%

平成26年度97.8%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	44	1	45
割合 (%)	97.8	2.2	100.0



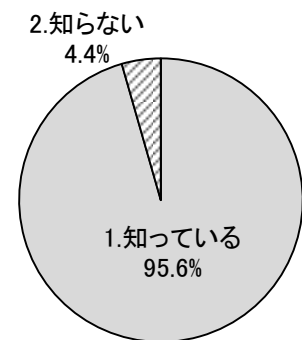
問2. 平成22年2月25日付け厚生労働省健康局長通知「受動喫煙防止対策について」及び「平成24年10月29日付け同通知「受動喫煙防止対策の徹底について」をご存じですか？

○ほとんどの市町村が知っているという回答。

参考：平成22年度91.1%、平成23年度100%、平成24年度95.6%、平成25年度80.0%

平成26年度93.3%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	43	2	45
割合 (%)	95.6	4.4	100.0



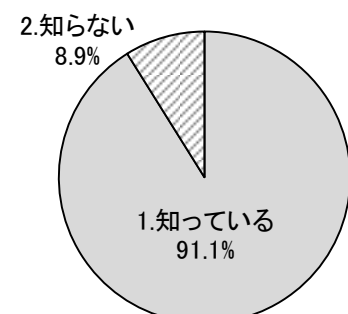
問3. 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存じですか？

○市町村の9割以上が知っているという回答。

参考：平成22年度84.4%、平成23年度93.3%、平成24年度95.6%、平成25年度80.0%

平成26年度86.7%

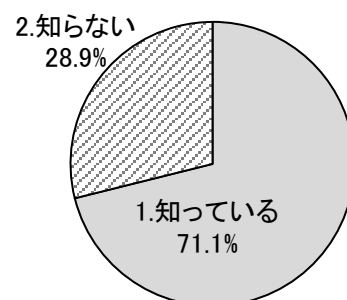
	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	41	4	45
割合 (%)	91.1	8.9	100.0



問4.「労働安全衛生法第68条の2」が改正され、次の下線の文書が追加されたのをご存じですか。
(今回新設項目)

他の法令等と比較すると、知っている市町村の割合が7割程度と低い。

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	32	13	45
割合(%)	71.1	28.9	100.0



[※調査票]

労働安全衛生法の一部を改正する法律第68条の2 受動喫煙の防止(平成27年4月公布)

事業者は、労働者の受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

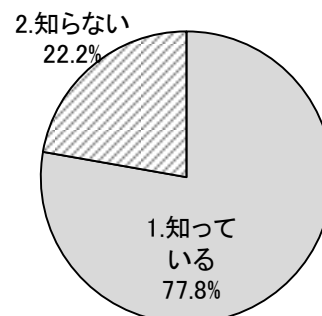
具体的には、事業者において、当該事業者及び事業場の実情を把握・分析し、その結果等を踏まえ、実施することが可能な労働者の受動喫煙の防止のための措置のうち、最も効果的なものを講ずるよう努めるものとする。

問5.「第3次くまもと 21 ヘルスプラン(熊本県健康増進計画 H25～H29)」において、「行政機関(県有施設・市町村施設)の受動喫煙防止対策実施割合の平成29年度目標値を100%としていることをご存じですか。」

○年々割合は高まってはいるが、目標値を知らない市町村が2割以上ある。

参考：平成24年度 62.2%、平成25年度 62.2%、平成26年度 71.1%

	1. 知っている	2. 知らない	総数
市町村数	35	10	45
割合(%)	77.8	22.2	100.0



問6. 貴市町村の所管される施設(本庁舎・支所・出張所、体育館及び野球場、公民館)の禁煙及び分煙状況について、該当する欄にその施設数をご記入ください。

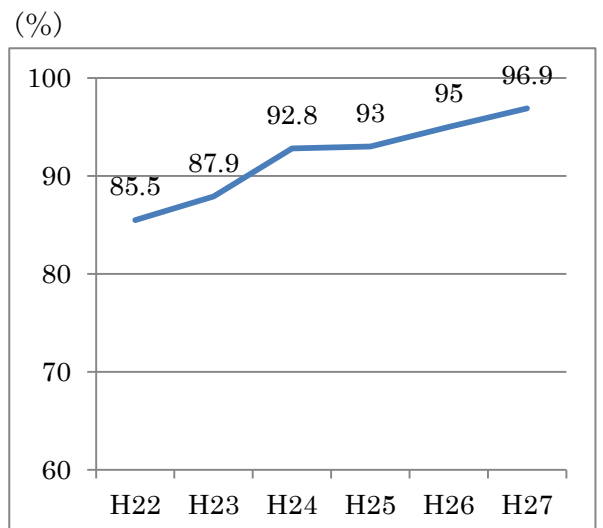
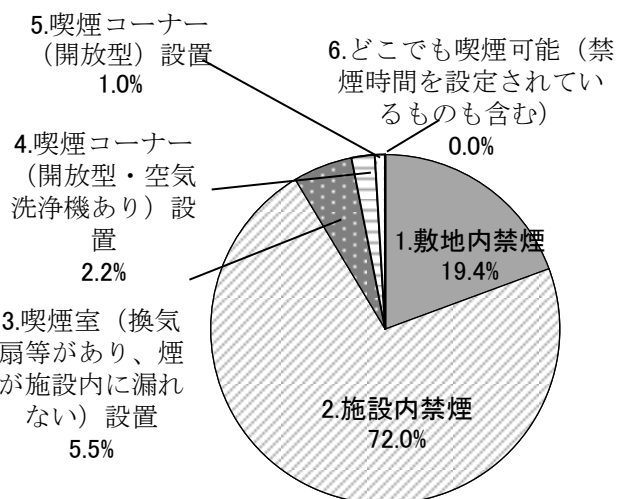
○禁煙・完全分煙にしている市町村所管の施設は、全体で 85.3%。本庁舎・支所・出張所のみでは 96.9%となっており、いずれも年々高まっている。

※「禁煙・完全分煙」とは、①敷地内禁煙、②施設内禁煙、③換気扇等があり煙が施設内に漏れない喫煙室を設置している施設をいう。

分煙状況 施設種別	1 敷地内禁煙	2 施設内禁煙	3 喫煙室(換気扇等 があり、煙が施設 内に漏れない)設置	4 喫煙コーナー(開放 型・空気洗浄機あ り)設置	5 喫煙コーナー(開放 型)設置	6 どこでも喫煙可能 (禁煙時間を設定さ れているものも含む)	◎ 施設総数
官公庁(本庁舎)		31	15	3	2		51
割合(%)		60.8	29.4	5.9	3.9		100.0
官公庁(支所・出張所)	81	270	8	6	2		367
割合(%)	22.1	73.6	2.2	1.6	0.5		100.0
官公庁(小計)	81	301	23	9	4		418
(小計)割合(%)	19.4	72.0	5.5	2.2	1.0		100.0
体育館		207	1		25		287
割合(%)	18.8	72.1	0.3		8.7		100.0
観覧場(野球場)	5	16			11	17	49
割合(%)	10.2	32.7			22.4	34.7	100.0
集会場(公民館)	9	226	4	2	27	65	333
割合(%)	2.7	67.9	1.2	0.6	8.1	19.5	100.0
市町村施設合計	149	750	28	11	67	82	1087
割合(%)	13.7	69.0	2.6	1.0	6.2	7.5	100.0

← 85.3% →

[本庁舎・支所・出張所における禁煙・完全分煙の状況]

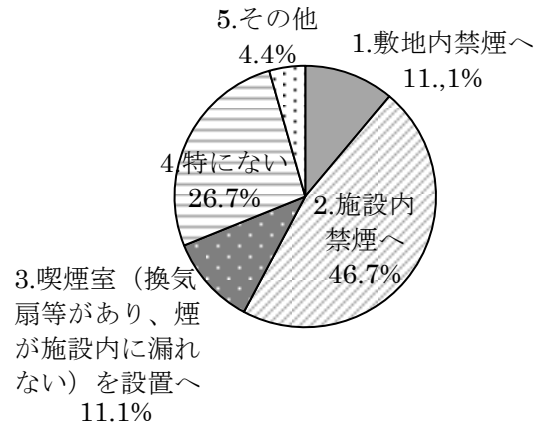


問7. 問6で2～6の施設がある場合にお答えください。(対象45市町村)

今後取り組む受動喫煙防止対策について該当するものを1つ選んでご記入ください。

○今後、更なる禁煙・完全分煙に取り組む予定がある市町村は、68.9%(31市町村)である。

	市町村数	割合(%)
1.敷地内禁煙へ	5	11.1
2.施設内禁煙へ	21	46.7
3.喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)を設置へ	5	11.1
4.特にない	12	26.7
5.その他	2	4.4
合計	45	100.0



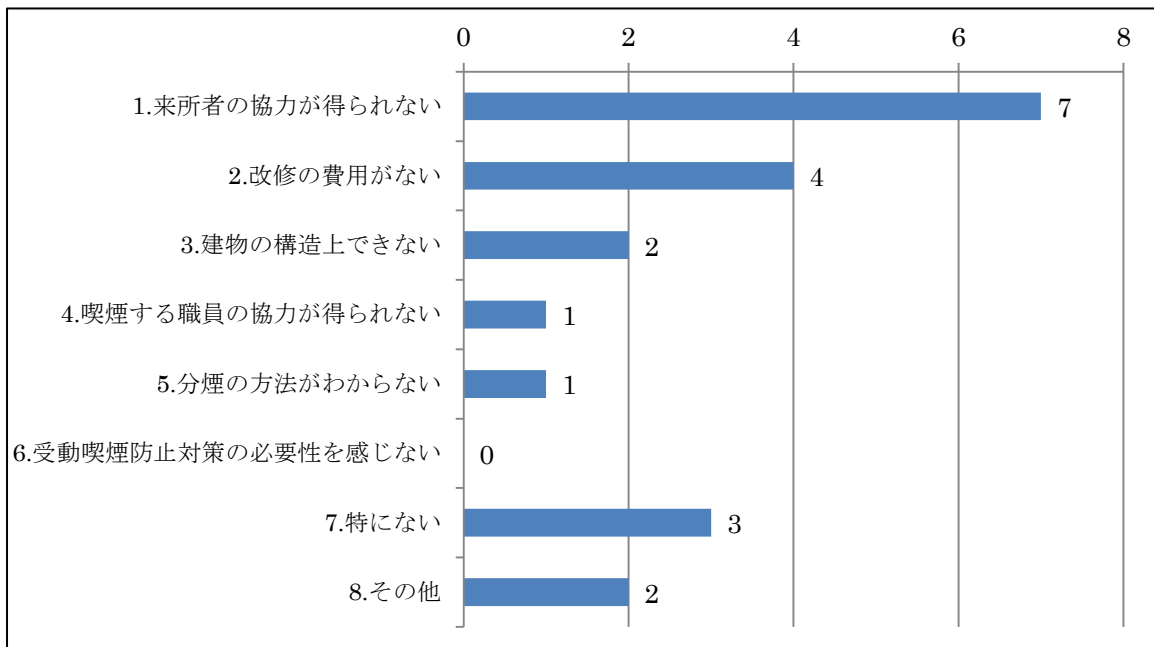
※その他の回答

- ・ 現状を継続(施設内禁煙を既に実施)
- ・ 敷地内禁煙へ向けて課題を整理していく(問6で232施設中2ヶ所が「4」と回答、他は、「1」又は「2」)

問8. 問7で4～5を選択した場合にお答えください。(対象14市町村)

受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んでご記入ください。(複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な理由は、「来所者の協力が得られない」が最も多かった。



※その他の回答

- ・ 一部施設を除き施設内禁煙を実施している
- ・ 現状を継続(施設内禁煙を既に実施)

問9. 貴市町村の本庁舎における公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んでご記入ください。

	市町村数	割合(%)
1.公用車所有あり	45	100
2.公用車所有なし	0	0
(総数)	45	100

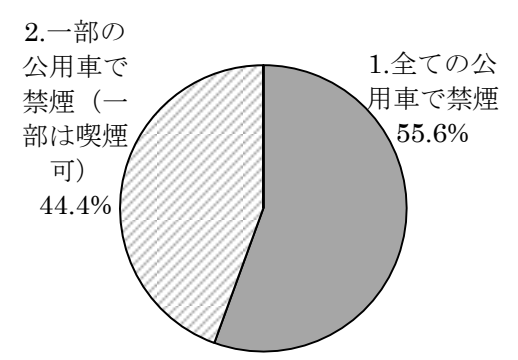
問 10. 貴市町村の本庁舎で所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んでご記入ください。(対象45市町村)

○ 半数以上の市町村で全ての公用車を禁煙としている。

参考：全ての公用車で禁煙に取り組んでいる割合

平成 23 年度 46.7%、平成 24 年度 51.1%、平成 25 年度 51.1%、平成 26 年度 48.9%

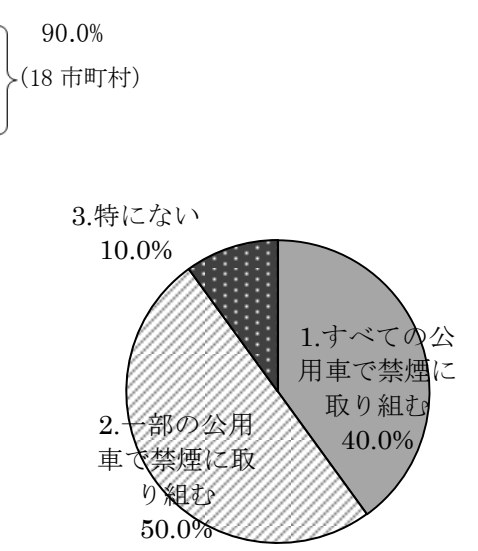
	市町村数	割合(%)
1.全ての公用車で禁煙	25	55.6
2.一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)	20	44.4
3.全ての公用車で喫煙可	0	0.0
(総数)	45	100.0



問 11. 問 10 で、2～3 を選択した場合にお答えください。(対象20市町村)
今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んでご記入ください。

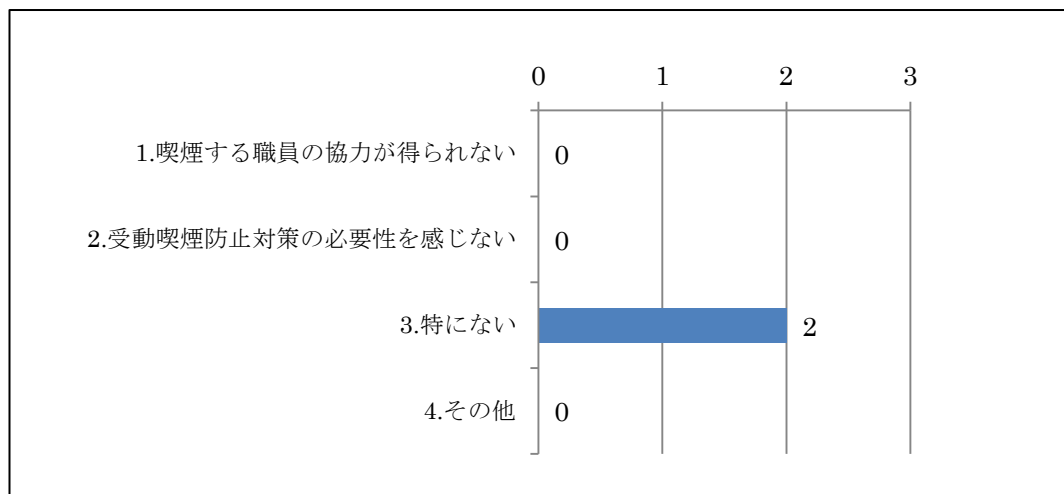
○ 9割の市町村が、今後、公用車の禁煙対策に取り組むとしている。

	市町村数	割合(%)
1.すべての公用車で禁煙に取り組む	8	40.0
2.一部の公用車で禁煙に取り組む	10	50.0
3. 特にない	2	10.0
4. その他	0	0.0
(総数)	20	100.0



問 12. 問 11 で、3～4 を選択した場合にお答えください。(対象2市町村)

公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んでご記入ください。(複数回答可)



問 13. 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあればご記入ください。

【実施内容】

- ・ 安全衛生委員会等で、喫煙率や施設における受動喫煙防止策の報告や施設内禁煙へ向けた検討（類似意見 3 市町村）
- ・ 官公庁施設内の職場巡視の際に、受動喫煙防止対策の確認及び指導を行っており、施設内禁煙の徹底並びに施設内喫煙室の場合は、換気扇等による煙が漏れないような利用者へ注意を喚起
- ・ 職員へたばこや受動喫煙等について周知
- ・ 職員へ喫煙マナー向上の呼びかけ
- ・ 職員の健康相談会での禁煙サポート
- ・ 喫煙に関するポスター掲示し、施設内禁煙・受動喫煙防止対策について周知（類似意見 3 市町村）